指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。 平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第74号

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 訪問介護
 - 第1節 基本方針(第5条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準 (第6条-第42条)
 - 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準(第43条-第47条)
- 第3章 訪問入浴介護
 - 第1節 基本方針(第48条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準 (第49条-第59条)
 - 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準(第60条-第63条)
- 第4章 訪問看護
 - 第1節 基本方針(第64条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準 (第65条-第79条)
- 第5章 訪問リハビリテーション
 - 第1節 基本方針(第80条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準 (第81条-第89条)
- 第6章 居宅療養管理指導
 - 第1節 基本方針(第90条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準 (第91条-第98条)
- 第7章 通所介護
 - 第1節 基本方針(第99条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準 (第100条-第113条)

- 第3節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第1款 趣旨及び基本方針(第114条・第115条)
 - 第2款 設備及び運営に関する基準(第116条-第131条)
- 第4節 基準該当居宅サービスに関する基準(第132条-第135条)
- 第8章 通所リハビリテーション
 - 第1節 基本方針(第136条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準 (第137条-第146条)
- 第9章 短期入所生活介護
 - 第1節 基本方針(第147条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準 (第148条-第168条)
 - 第3節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第1款 趣旨及び基本方針(第169条・第170条)
 - 第2款 設備及び運営に関する基準 (第171条-第181条)
 - 第4節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第182条-第188条)
- 第10章 短期入所療養介護
 - 第1節 基本方針(第189条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準(第190条-第204条)
 - 第3節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第1款 趣旨及び基本方針(第205条・第206条)
 - 第2款 設備及び運営に関する基準 (第207条-第216条)
- 第11章 特定施設入居者生活介護
 - 第1節 基本方針(第217条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準 (第218条-第237条)
 - 第3節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第1款 趣旨及び基本方針(第238条・第239条)
 - 第2款 設備及び運営に関する基準 (第240条-第248条)
- 第12章 福祉用具貸与

- 第1節 基本方針(第249条)
- 第2節 設備及び運営に関する基準 (第250条-第263条)
- 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第264条・第265条)
- 第13章 特定福祉用具販売
 - 第1節 基本方針(第266条)
 - 第2節 設備及び運営に関する基準 (第267条-第276条)

第14章 補則(第277条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の 規定により、指定居宅サービス事業者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
 - (2) 指定居宅サービス事業者 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。
 - (3) 指定居宅サービス 法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。
 - (4) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
 - (5) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指 定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
 - (6) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護 サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
 - (7) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

(指定居宅サービス事業者の要件)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(指定居宅サービス事業の一般原則)

- 第4条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保 健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携の確保に努めなければならない。

第2章 訪問介護

第1節 基本方針

第5条 指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定訪問介護事業所に置くべき訪問介護員等の員数等)

第6条 指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項の政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数等は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。)に規定するところによる。

(管理者)

第7条 指定訪問介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

- 第8条 指定訪問介護事業所には、指定訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備、 備品等を備えなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者が指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条に規定する指定介護予防訪問介護事業者の指 定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしてい るものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第30条に規定する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。
- 3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書 を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項において「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信 回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 指定訪問介護事業者は、第2項の規定に基づき第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、その 用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、同項の利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による第1項に規定する重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(指定居宅サービスの提供を行う事業所が通常時に当該指定居宅サービスを 提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に 係る居宅介護支援事業を行う者(以下「居宅介護支援事業者」という。)への連絡、他の適当な指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに 講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、当該指定訪問介護の提供を求めた者の提示する被保険者証によって、被保険者資格 、法第19条第1項に規定する要介護認定(以下「要介護認定」という。)の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定 訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われている かどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない

(心身の状況等の把握)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援 事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。)第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第8条第23項に規定する居宅サービス計画(以下「居宅サービス計画」という。)の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画(法施行規則第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第18条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第20条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供したときは、当該指定訪問介護の提供の日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、 文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第21条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に 係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問介護に係る居 宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び 費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の 額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

- 第23条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

- 第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
 - (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように 説明を行うこと。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、規則で定める。

(訪問介護計画の作成)

- 第25条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための指定訪問介護の具体的な内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。
- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成したときは、当該訪問介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、訪問介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第26条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第27条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 - (1) 正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第28条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を 行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の職務)

- 第29条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第25条に規定する職務のほか、規則で定める職務を行うものとする。

(運営規程)

- 第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (介護等の総合的な提供)
- 第31条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第32条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供することができるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (衛生管理等)
- 第33条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 (掲示)
- 第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、第30条に規定する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

- 第35条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は 当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

- 第36条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。 (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)
- 第37条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情解決)

- 第38条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定に基づき市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村

の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45 条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号に規定する指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。 (地域との連携)
- 第39条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び 援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第40条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。 (会計の区分)
- 第41条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第42条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

(基準該当訪問介護事業所に置くべき訪問介護員等の員数等)

- 第43条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(基準該当訪問介護に従事する介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。)の員数等は、省令に規定するところによる。 (管理者)
- 第44条 基準該当訪問介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

第45条 基準該当訪問介護事業所には、基準該当訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備、

備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第43条に規定する基準該当介護予防訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

- 第46条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が省令に規定する場合に該当するときは、この限りでない。
- 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合に おいて、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第25条第1項の訪問介護計画の実施状況等を踏まえ、当該基準該当訪問介護が適切に提 供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第47条 第1節及び第2節(第6条から第8条まで、第16条、第21条第1項、第26条、第31条並びに第38条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針

第48条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって当該利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定訪問入浴介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第49条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第50条 指定訪問入浴介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

- 第51条 指定訪問入浴介護事業所には、指定訪問入浴介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に 必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例第49条に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第48条に規定する指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第51条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる

(利用料等の受領)

- 第52条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問入浴 介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

- 第53条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

- 第54条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。
 - (2) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この号において同じ。)1人及び介護職員2人をもって 行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とすること。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利 用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、規則で定める。

(緊急時等の対応)

第55条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師 又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の職務)

- 第56条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理、指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に第52条から第58条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものと する。

(運営規程)

第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

- 第58条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条及び第32条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備、備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数等)

第60条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問入浴介護」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所(以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第61条 基準該当訪問入浴介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

- 第62条 基準該当訪問入浴介護事業所には、基準該当訪問入浴介護の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に 必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。
- 2 基準該当訪問入浴介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第60条に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第62条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第40条、第41条、 第48条及び第52条から第58条まで(第52条第1項を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中 「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定 訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる 浴槽その他の設備、備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第 3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第4章 訪問看護

第1節 基本方針

第64条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定訪問看護事業所に置くべき看護師等及びその員数等)

第65条 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ごとに置く べき看護師その他の指定訪問看護に従事する従業者(以下「看護師等」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第66条 指定訪問看護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

第67条 指定訪問看護ステーションには、指定訪問看護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、当該事業の運営を行う

ために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 指定訪問看護を担当する医療機関は、指定訪問看護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に 必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防サービス等基準条例第65条に規定する指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と 指定介護予防サービス等基準条例第64条に規定する指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介 護予防サービス等基準条例第67条第1項又は第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。 (サービス提供困難時の対応)
- 第68条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが 困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡、他の適当な指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接 な連携の確保に努めなければならない。
- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第70条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に 係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る 居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護 又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要す る費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

- 第71条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

- 第72条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第74条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。
 - (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導 又は説明を行うこと。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、看護師等の行う指定訪問看護の方針は、規則で定める。

(主治の医師との関係)

- 第73条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。
- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び同条第5項に規定する訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の規定による主治の医師の文書による指示並びに前項の規定による訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

- 第74条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標 、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。
- 2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。
- 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない
- 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成したときは、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

(同居家族に対する訪問看護の禁止)

- 第75条 指定訪問看護事業者は、看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。 (緊急時等の対応)
- 第76条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当をするとともに、速 やかに主治の医師への連絡を行い、その指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

- 第77条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (記録の整備)
- 第78条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (準用)
- 第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業 について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第80条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合において も、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療 法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定訪問リハビリテーション事業所に置くべき職員)

第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、省令に規定するところにより、職員を置かなければならない。

(設備、備品等)

- 第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な 広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防サービス等基準条例第80条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け

、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第81条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

- 第83条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に 規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指 定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容 及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

- 第84条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)
- 第85条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
 - (2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上 必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、指定訪問リハビリテーションの方針は、規則で定める。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第86条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ

- 、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- 2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該訪問リハビリテーション計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

(運営規程)

第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

- 第88条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年 間保存しなければならない。

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定 訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚 士」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする

第6章 居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者の居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定居宅療養管理指導事業所に置くべき従業者及びその員数等)

- 第91条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。 (設備、備品等)
- 第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局、指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防サービス等基準条例第89条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定 居宅療養管理指導の事業と指定介護予防サービス等基準条例第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営 されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第90条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみ なすことができる。

(利用料等の受領)

- 第93条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

- 第94条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
- 第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状又は心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、 療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
 - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
- 4 前3項に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の方針は、規則で定める。

(運営規程)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

- 第97条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指 定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1 項及び第34条中「第30条」とあるのは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

第1節 基本方針

第99条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第100条 指定通所介護の事業を行う者(以下「指定通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第101条 指定通所介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

- 第102条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び指定通所 介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。
- 3 第1項に規定する設備は、専ら指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 指定通所介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と 指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介 護予防サービス等基準条例第100条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができ る。

(利用料等の受領)

- 第103条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護 に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所介護に係る居

宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定通所介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通 所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの
- 4 前項第2号に掲げる費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容 及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の基本取扱方針)

- 第104条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

- 第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
 - (2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、 理解しやすいように説明を行うこと。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、指定通所介護の方針は、規則で定める。

(通所介護計画の作成)

- 第106条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成したときは、当該通所介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

- 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録しなければならない。 (運営規程)
- 第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (勤務体制の確保等)
- 第108条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めてお かなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守)
- 第109条 指定通所介護事業者は、利用定員を超える利用者に対して指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第110条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該機関との連携に係る体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第111条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

- 第112条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (準用)
- 第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第41条まで及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする

第3節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

- 第114条 第1節及び第2節の規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者として療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。 (基本方針)
- 第115条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の 家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携の確保に努めなければならない。

第2款 設備及び運営に関する基準

(指定療養通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第116条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)ごとに置くべき指定療養通所介護に従事する看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第117条 指定療養通所介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(利用定員)

第118条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人以下とする。

(設備、備品等)

- 第119条 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び 指定療養通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に規定する設備は、専ら指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第120条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第127条に規定する規程の概要、 療養通所介護従業者の勤務の体制、第125条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第128条第1項に規定する緊急時対応医 療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始につ いて当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、指定療養通所介護の提供の開始について準用する。

(心身の状況等の把握)

- 第121条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問 看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第122条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携の確保に努めなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当 該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成、変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅 介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

- 第123条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
 - (2) 療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等に

ついて、理解しやすいように説明を行うこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、指定療養通所介護の方針は、規則で定める。

(療養通所介護計画の作成)

- 第124条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、当該目標を達成するため の指定療養通所介護の具体的な内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(第74条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生 省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければ ならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を 得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成したときは、当該療養通所介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況について記録しなければならない

(緊急時等の対応)

- 第125条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。)について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用することができるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供の際利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の 医師又は第128条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携を図りつつ、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、緊急時等の対応策の変更について準用する。 (管理者の職務)
- 第126条 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理、指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供することができるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、指定療養通所介護の提供方法、手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者ごとの療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)
- 第127条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(緊急時対応医療機関)

- 第128条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。
- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を定めておかなければならない。 (安全・サービス提供管理委員会の設置)
- 第129条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を 専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会 (以下この条において「委員会」という。)を設置しなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、規則で定めるところにより委員会を開催することとし、事故の事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該 データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を 作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。 (記録の整備)
- 第130条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第131条 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第103条(第3項第1号を除く。)、第104条及 び第108条から第111条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第127条」と、「訪 問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。 第4節 基準該当居宅サービスに関する基準

(基準該当通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第132条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第133条 基準該当通所介護事業所は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

- 第134条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び基準該当通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 2 第1項に規定する設備は、専ら基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障が ない場合は、この限りでない。
- 3 前2項に定めるもののほか、基準該当通所介護事業所の設備の基準は、規則で定める。
- 4 基準該当通所介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第113条に規定する基準該当介護予防通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第115条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3 項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第99条及び第103条から第112条まで(第103条第1項を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第8章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第136条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定通所リハビリテーション事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第137条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定通所 リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という 。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(設備、備品等)

- 第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等(当該通所介護リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、利用者のために確保されている食堂(リハビリテーションの用に供されるものに限る。)を含む。)であって、3 平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械 及び器具を備えなければならない。
- 3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防サービス等基準条例第118条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防サービス等基準条例第117条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

- 第139条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)
- 第140条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
 - (2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リ

ハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、指定通所リハビリテーションの方針は、規則で定める。

(通所リハビリテーション計画の作成)

- 第141条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションに従事する通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための指定通所リハビリテーションの具体的な内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該通所リハビリテーション計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載 しなければならない。

(管理者等の職務)

- 第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションに従事する看護師のうちから 選任した者に、職務の代行をさせることができる。
- 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の職務を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節(第137条及び第138条 を除く。)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(衛生管理等)

- 第144条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置 を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

- 第145条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年 間保存しなければならない。

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び 第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは 「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況 、病歴」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 基本方針

第147条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節及び次節において「短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第149条 指定短期入所生活介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(利用定員等)

- 第150条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)において、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、この限りでない。
- 2 併設事業所(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保 健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人 ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。)

の場合又は指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所(第171条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。)を除く。)とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営されている場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所生活介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満 たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

- 第151条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定 短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、指定短期入所生活介護事業所の建物は、 耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、第2号から第4号まで、第7号、第9号及び第12号から第15号までに掲げる設備の全部又は一部を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 食堂
 - (3) 機能訓練室
 - (4) 浴室
 - (5) 便所
 - (6) 洗面設備
 - (7) 医務室
 - (8) 静養室
 - (9) 面談室

- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - (2) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - (3) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。
- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所生活介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第133条第1項から第7項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準 を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第152条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第164条に規定する規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定短期入所生活介護の内容及び利用期間等について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による指定短期入所生活介護の提供の開始の手続について準用する。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第153条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体

的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介 護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第154条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、 当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額 の支払を受けるものとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定 短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者 に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第155条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活 に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画 一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法

等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 の拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた利用者の当該身体的拘束等が行われたと きの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (短期入所生活介護計画の作成)
- 第156条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望 及びその置かれている環境を踏まえ、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期 入所生活介護従業者と協議の上、短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための短期入所生活介護の具体的な内容等を記載した短期入所生活介護計画 を作成しなければならない。
- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者 の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成したときは、当該短期入所生活介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

(介護)

- 第157条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、規則で定めるところにより、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対し、利用者の負担により、当該利用者に対して指定短期入所生活介護を提供する事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第158条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第159条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第160条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員(看護師及び准看護師をいう。)は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(相談及び援助)

第161条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に 適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第162条 指定短期入所生活介護事業者は、教養及び娯楽のための設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行わなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第163条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに 主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

- 第164条 指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (定員の遵守)
- 第165条 指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(地域との連携等)

第166条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との 交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第167条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定 短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第164条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生 活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第3節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第169条 第147条及び第150条から第168条までの規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章及び附則第17項において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。

(基本方針)

第170条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の利用前の居宅における生活 と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する ことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備及び運営に関する基準

(設備、備品等)

- 第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であって火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を

備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の 効率的な運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合 は、第2号から第7号までに掲げる設備の全部又は一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設ユニット型事業所」という。)にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。)の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第150条第1項ただし書に規定する特別養護老人ホームに該当するユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第73号)第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の場合にあっては、第3項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項第1号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - イ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該 ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期 入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介 護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短 期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)と が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利

用者。第180条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね10人以下としなければならない。

- ウ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- エ ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を隔てる壁により、利用者同士の視線が合うことのないような構造となっていること。
- オ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項、防災等について十分考慮すること。
- (2) 共同生活室
 - ア 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とすること。
 - イ 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - ウ 必要な設備及び備品を備えること。
- (3) 洗而設備
- ア 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
- イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 便所
 - ア 居室ごと又は共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - イ 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- 7 前各項に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護 の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準 条例第154条第1項から第7項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第172条 第150条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

(利用料等の受領)

- 第173条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料 の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって利用者 に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、 当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる費用及び規則で 定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第174条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるよう、 利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護は、利用者の私生活に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の 状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた利用者の当該身体的拘束等が 行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (介護)
- 第175条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な 技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第176条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる 限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第177条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第179条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、省令に規定するところにより職員を配置しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守)
- 第180条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第181条 第152条、第153条、第156条、第159条から第161条まで、第163条及び第166条から第168条(第108条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第178条」と読み替えるものとする。

第4節 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定通所介護事業所等との併設)

第182条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業 所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指 定地域密着型サービス基準」という。)第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所 等」という。)に併設しなければならない。

(基準該当短期入所生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(利用定員等)

第185条 基準該当短期入所生活介護事業所は、利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第166条に規定する基準該当介護予防短期入所 生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準 条例第169条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

- 第186条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、第2号から第9号までに掲げる設備の全部又は一部を設けないことができる。
 - (1) 居室
 - (2) 食堂
 - (3) 機能訓練室
 - (4) 浴室
 - (5) 便所
 - (6) 洗面所
 - (7) 静養室
 - (8) 面接室
 - (9) 介護職員室
- 2 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - (2) 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。
- (3) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。
- 4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第170条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前3項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所介護事業所等との連携)

第187条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び当該事業所等への支援

の体制を整えなければならない。

(準用)

第18条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第152条から第167条まで(第154条第1項を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第164条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第10章 短期入所療養介護

第1節 基本方針

第189条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定短期入所療養介護事業所に置くべき従業者の員数等)

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数等は、省令に規定するところによる。

(設備の基準)

- 第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護 老人保健施設(介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第76号)第42条に規定するユニット型介護老人保健施設 をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有すること。
 - (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の 2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)に規定する指定

介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第77号)第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有すること。

- (3) 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
- (4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあっては、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人当たり6.4平方メートルとすること。
 - イ 食堂及び浴室を有すること。
 - ウ機能訓練を行うための場所を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有 しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例第174条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定短期入所療養介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第175条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満 たしているものとみなすことができる。

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

- 第193条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、 当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額 の支払を受けるものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定

短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

- 第194条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、当該利用 者の療養を適切に行わなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画 一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項に ついて、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた利用者の当該身体的拘束等が行われたと きの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (短期入所療養介護計画の作成)
- 第195条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入

所療養介護計画を作成しなければならない。

- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者 の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成したときは、当該短期入所療養介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければ ならない。

(診療の方針)

第196条 医師の診療の方針は、省令に規定するところによる。

(機能訓練)

第197条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第198条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を もって行われなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、規則で定めるところにより利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせ てはならない。

(食事の提供)

- 第199条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第200条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーションを行うよう努めるものとする。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第201条 指定短期入所療養介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (定員の遵守)
- 第202条 指定短期入所療養介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐 待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

- 第203条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条 、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第 201条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、 第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第3節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

- 第205条 第1節及び前節(第190条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業(指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章及び附則第31項において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。(基本方針)
- 第206条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しつつ、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備及び運営に関する基準

(設備に関する基準)

- 第207条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。
 - (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有することとする。
 - (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
 - (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として 必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。)に関するものに限る。)を有することとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者が、指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。(利用料等の受領)
- 第208条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料 の額と指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもので、規則で定めるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用及び規則で定める費用については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、 当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第1号に掲げる費用及び規則で 定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

- 第209条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護は、利用者の私生活に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心 身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を 除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた利用者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (看護及び医学的管理の下における介護)
- 第210条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、利用者の病状、心身の状況等に応じ、自律的な日 常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状、心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清揉を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなけ

ればならない。

- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

- 第211条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる 限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第212条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第214条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供することができるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、省令に規定するところにより、職員の配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (定員の遵守)
- 第215条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、規則で定める利用者数以上の利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介

護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが 同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護の事業又はユニット型指定介護予防短 期入所療養介護の事業の利用者)に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、 この限りでない。

(準用)

第216条 第192条、第195条から第197条まで、第203条及び第204条(第108条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業 について準用する。この場合において、第204条中「第164条」とあるのは「第164条に規定する規程」と、「第201条」とあるのは「第213条に規定する規程」と読み替えるものとする。

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

- 第217条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第8条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が指定特定施設(特定施設であって、指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければ ならない。
- 3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第3節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を 行うこととする。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定特定施設に置くべき従業者及びその員数等)

第218条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「特定施設従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備に関する基準)

第220条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければ

ならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定 特定施設の建物であって火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、指定特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とす ることを要しない。
- 3 指定特定施設は、一時介護室(一時的に利用者を移して指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。
- 4 指定特定施設の介護居室(指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は 、次の基準を満たさなければならない。
 - (1) 介護居室は、次の基準を満たすこと。
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
 - イ 利用者の私生活に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ウ地階に設けてはならないこと。
 - エ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - (2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。
 - (3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - (5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
 - (6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定特定施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の設備の基準は、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)に規定するところによる。
- 8 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例第203条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第206条第1項から第7項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

- 第221条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第232条に規定する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に制限するような契約解除の事由を定めてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこと としている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明 記しなければならない。
- 4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供の開始の手続について準用する。 (指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)
- 第222条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する居宅サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は利用者が入院を要する者であること等入居申込者又は利用者に対し自ら必要なサービスを提供する ことが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第223条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム(以下「有料老人ホーム」という。)である指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護 (利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法 定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の提供の記録)

- 第224条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、 指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を利用者の被保険者証に記載しなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供したときは、提供した指定特定施設入居者生活介護の具体的な内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第225条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供したときは、その利用者から利用料の

- 一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

- 第226条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日 常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定特定施設の特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から説明を求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合 を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた利用者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (特定施設サービス計画の作成)
- 第227条 指定特定施設の管理者は、省令第175条第1項第4号に規定する計画作成担当者(以下この条において「計画作成担当者」という。)に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者 が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

- 3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえ、他の特定施設従業者と協議の上、指定特定施設入 居者生活介護の目標及びその達成時期、サービスの内容並びにこれを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければな らない。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成したときは、当該特定施設サービス計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- 6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、当該特定施設サービス計画の実施 状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて当該特定施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 7 第2項から第5項までの規定は、特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

- 第228条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、規則で定めるところにより、入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第229条 指定特定施設の看護職員(看護師及び准看護師をいう。)は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第230条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第231条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第233条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の 勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特 定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に 行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (協力医療機関等)
- 第234条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 (地域との連携等)
- 第235条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るよう努めなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村 等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

- 第236条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年 間保存しなければならない。

(準用)

- 第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第232条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。
 - 第3節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 第1款 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第238条 第1節及び前節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設入居者生活介護であって、指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。)及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。)により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」という。)をいう。)の事業を行う者の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。

(基本方針)

- 第239条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、指定特定施設において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業の運営に努めなければならない。

第2款 設備及び運営に関する基準

(指定特定施設に置くべき従業者及びその員数等)

第240条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者(以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。)及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

- 第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。
 - (設備の基準)
- 第242条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての指定 特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、指定特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物と することを要しない。
- 3 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。
- 4 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 居室は、次の基準を満たすこと。

- ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
- イ 利用者の私生活に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
- ウ地階に設けてはならないこと。
- エ 1以上の出入り口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
- (4) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
- 6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の設備の基準については、建築基準法及び消防法に規定するところによる。
- 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例第227条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第230条第1項から第7項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明、契約の締結等)

- 第243条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第245条に規定する規程の概要、従業者の 勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅 サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅サービス事業所」という。)の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びそ の改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居(養護老人ホームに入居する 場合を除く。以下この条において同じ。)及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、利用者の権利を不当に制限するような契約解除の事由を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室 に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る 文書に明記しなければならない。
- 4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供の開始の手続について準用す

る。

(受託居宅サービスの提供)

- 第244条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、利用者に適切かつ円 滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、受託居宅サービス事業者に当該受託居宅サービスを提供した日時、時間、提供した受託居宅サービスの具体的な内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(受託居宅サービス事業者への委託)

- 第246条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が受託居宅サービスの提供に関する業務を委託するときは、受託居宅サービス事業所ごとに 文書により契約を締結しなければならない。
- 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者 をいう。)でなければならない。
- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通 所介護、指定通所リハビリテーション、第249条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護 とする。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と 、第1項に規定する方法によりこれらの受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する 契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において 当該受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなけれ

ばならない。

(記録の整備)

- 第247条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかな ければならない。
- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する規則で定める 記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(進用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、「第30条」とあるのは「第245条」と、第35条第1項及び第2項、第36条並びに第41条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第223条、第224条第2項及び第225条中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス。

第12章 福祉用具貸与

第1節 基本方針

第249条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定福祉用具貸与事業所に置くべき福祉用具専門相談員の員数等)

第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第251条 指定福祉用具貸与事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

- 第252条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、福祉用具の保管及び消毒のために必要な 設備及び器材その他の指定福祉用具貸与の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、第260条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は 消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。
- 2 前項に規定する設備及び器材の基準は、規則で定める。
- 3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防サービス等基準条例第239条に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用 具貸与の事業と指定介護予防サービス等基準条例第238条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場 合については、指定介護予防サービス等基準条例第241条第1項及び第2項に定める基準を満たすことをもって、前2項に定める基準を満たしているものと みなすことができる。

(利用料等の受領)

- 第253条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供したときは、その利用者から利用料の一部として、当該指定 福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるも のとする。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定福祉用具 貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
 - (2) 福祉用具の搬出又は搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

- 第254条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行わなければならない
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)
- 第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
 - (2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、指定福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、規則で定める。

(福祉用具貸与計画の作成)

- 第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための福祉 用具貸与の具体的な内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、第266条に規定する指定特定福祉用具販売の利用が あるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該福祉用具貸与計画の内容について説明し、当該利用者の 同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成したときは、当該福祉用具貸与計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、福祉用具貸与計画の変更について準用する。 (運営規程)
- 第257条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(適切な研修の機会の確保)

- 第258条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 (福祉用具の取扱種目)
- 第259条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

- 第260条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等に応じ適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と 消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、 当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約において保管又は消毒を適切な方法により行うことを定めなければならない。
- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合は、当該事業者の業務の実施状況について定期的に 確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 (掲示及び目録の備付け)
- 第261条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第257条に規定する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選定に資するため、指定福祉用具貸与事業所内に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

- 第262条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供の日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

第264条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数等は、省令に規定するところによる。

(準用)

第26条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条、第252条並びに第253条から第262条まで(第253条第1項を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第265条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供の日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針

第266条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具(法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定特定福祉用具販売事業所に置くべき福祉用具専門相談員の員数等)

第267条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。)が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談 員の員数等は、省令に規定するところによる。

(管理者)

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、省令に規定するところにより、管理者を置かなければならない。

(設備、備品等)

第269条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に

必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者が指定介護予防サービス等基準条例第256条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指 定特定福祉用具販売の事業と指定介護予防サービス等基準条例第255条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に 運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第258条第1項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているも のとみなすことができる。

(サービスの提供の記録)

第270条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、当該指定特定福祉用具販売の具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(購入に要した費用の額等の受領)

- 第271条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。
- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
 - (2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要となる書類等の交付)

第272条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、規則で定める事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

- 第273条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、利用者に個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
 - (2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、規則で定める。

(特定福祉用具販売計画の作成)

- 第274条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための 指定特定福祉用具販売の具体的な内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があると きは、第256条第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成したときは、当該特定福祉用具販売計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。 (記録の整備)
- 第275条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する規則で定める記録等を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。)」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 補則

第277条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日以前から存する老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第20条による改正前の老人福祉法(以下「旧老福法」という。)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。)の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。)又は老人短期入所施設(旧老福法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。)(基本的な設備が完成されているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を

除く。)については、第151条第6項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

- 3 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。
 - (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適 用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規 定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を 備えなければならない。
- 7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。
 - (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。
 - (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 4条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第 7条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき 6.4平方メートル以上としなければならない。
- 10 平成11年3月31日以前から存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして厚生労働大臣が定めるものにあっては、第220条第3項又は第242条第3項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

- (1) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)を併設しており、 入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。
- (2) 入所定員が50人未満であること。
- (3) 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額(以下「家賃等」という。)が比較的低廉であること。
- (4) 入所者から利用料、第225条第3項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品(一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。)の支払を受けないこと。
- 11 平成15年4月1日以前から存する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(同日後に増築され、又は改築された部分を除く。)であって、第9章第3節(第171条第6項第2号イを除く。)に定める基準を満たすものについて、同号イの規定を適用する場合においては、同号イ中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 12 平成15年4月1日以前から存する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所(同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所が、第148条、第149条及び第9章第3節に定める基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 13 平成17年10月1日以前から存する指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所(同日後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなす。ただし、当該指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所が、第190条及び第10章第3節に定める基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 14 介護保険法の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第10条第1項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成18年4月1日においてその定員が4人以下であるものについては、第220条第4項第1号アの規定は、適用しない。
- 15 平成18年4月1日以前から存する養護老人ホーム(同日において建築中であったものを含む。)にあっては、第242条第4項第1号アの規定は、適用しない。
- 16 平成15年4月1日以前から指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所(同日において建築中であったものであって、同月2日以後に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成15年前指定短期入所生活介護事業所」という。)であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号)第1条の規定による改正前の省令(以下「旧省令」という。)第140条の16第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるもの(平成23年9月1日に改修中、改築中又は増築中の平成15年前指定短期入所生活介護事業所(第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う事業所を除く。)であって、同日後に同項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所に該当することとなるものを含む。)については、同日後最初の指定の更新まで

- の間は、次項から附則第29項までに定める基準によることができる。
- 17 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業(旧省令第140条の14に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下次項から附則第28項までにおいて「ユニット部分」という。)にあっては第170条に、ユニット部分以外の部分にあっては第147条に定めるところによる。
- 18 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)の設備、備品等は、ユニット部分にあっては第171条に、ユニット部分以外の部分にあっては第151条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 19 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例附則第16項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例附則第15項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例附則第16項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。
- 20 第150条の規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。
- 21 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第173条に、ユニット部分以外の部分にあっては第154条に定めるところによる。
- 22 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあっては第174条に、ユニット部分以外の部分にあっては第155条に定めるところによる。
- 23 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあっては第175条に、ユニット部分以外の部分にあっては第157条に定めるところによる。
- 24 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の食事の提供は、ユニット部分にあっては第176条に、ユニット部分以外の部分にあっては第158条に定めるところによる。
- 25 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第177条に、ユニット部分以外の部分にあっては第162 条に定めるところによる。
- 26 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 27 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務の体制の確保等は、ユニット部分にあっては第179条に、ユニット部分以外の部分にあっては第168条に おいて準用する第108条に定めるところによる。
- 28 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第180条に、ユニット部分以外の部分にあっては第165条に定めると

ころによる。

- 29 第152条、第153条、第156条、第159条から第161条まで、第163条及び第166条から第168条(第108条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第152条第1項中「第164条に規定する規程」とあるのは「附則第26項に規定する規程」と読み替えるものとする。
- 30 平成17年10月1日以前から指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行っている事業所(同日において建築中であったものであって、同月2日以後に指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護の事業を行う事業所となったものを含む。以下「平成17年前指定短期入所療養介護事業所」という。)であって、旧省令第155条の15第1項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもの(平成23年9月1日に改修中、改築中又は増築中の平成17年前指定短期入所療養介護事業所(第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所を除く。)であって、同日後に同項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。)については、同日後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第42項までに定める基準によることができる。
- 31 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業(旧省令第155条の13に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(次項から附則第41項までにおいて「ユニット部分」という。)にあっては第206条に、ユニット部分以外の部分にあっては第189条に定めるところによる。
- 32 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所の設備に関する基準は、ユニット部分にあっては第207条に、ユニット部分以外の部分にあっては第191条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、生活機能回復訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びユニット部分以外の部分に共通の設備とすることができる。
- 33 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防サービス等基準条例附則第31項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防サービス等基準条例附則第30項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例附則第31項に定める基準を満たすことをもって、前項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。
- 34 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第208条に、ユニット部分以外の部分にあっては第193条に定めるところによる。
- 35 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定短期入所療養介護の取扱方針は、ユニット部分にあっては第209条に、ユニット部分以外の部分にあっては第194条に定めるところによる。
- 36 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分にあっては第210条に、ユニット部分以外の部分にあっては第198条に定めるところによる。

- 37 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の食事の提供は、ユニット部分にあっては第211条に、ユニット部分以外の部分にあっては第199条に定めると ころによる。
- 38 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第212条に、ユニット部分以外の部分にあっては第200 条に定めるところによる。
- 39 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 40 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第214条に、ユニット部分以外の部分にあっては第204条において準用する第108条に定めるところによる。
- 41 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第215条に、ユニット部分以外の部分にあっては第202条に定めるところによる。
- 42 第192条、第195条から第197条まで、第203条及び第204条(第108条の準用に係る部分を除く。)の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第204条中「第164条」とあるのは「第164条に規定する規程」と、「第201条」とあるのは「附則第39項に規定する規程」と読み替えるものとする。

(東日本大震災復興特別区域法による訪問リハビリテーション事業所に係る特例)

43 東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令(平成23年内閣府・厚生労働省令第9号)第6条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第82条第1項の規定の適用については、平成29年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定訪問リハビリテーションの事業の」とあるのは、「指定訪問リハビリテーションの事業の」とする。